様式第3号（第6条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

世　帯　主　各　位

八頭町長

**定額給付金の給付について（通知）**

　日頃より町政の推進につきまして多大なご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

　さて、このたび平成21年3月5日に定額給付金関連法が施行されました。

景気後退下のなかで住民への生活支援と合わせて地域の経済対策として、町民の皆さま方に、定額給付金の給付を行います。申請書記入例を参考にしていただき、「定額給付金申請書（請求書）」にご記入・押印のうえ、必要書類を添えて同封の返信用封筒により郵送または、役場本庁及び各支所の定額給付金窓口に提出をお願いします。

【申請方法について】

　給付対象者欄は２月１日時点の住民登録情報をもとに作成しています。もし、誤りがあれば**朱書きで**訂正してください。

　別紙記入例を参考に、申請書に必要事項を記入・押印のうえ次の添付書類を添えて郵送、または役場本庁、各支所窓口に提出してください。

●添付書類

①申請者（世帯主）本人の公的身分証明書（運転免許証、保険証、住民基本台帳カード等１通）の写し

1. 振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カタカナ）が分かる通帳の写し（振込先は世帯主の方の口座です）

　※記入・押印の無い申請書、添付書類の不備な申請書は受付できませんのでご注意ください。

なお、添付書類のコピーは役場本庁、各支所窓口で無料で行います。

【申請受付期間と給付について】

　初回受付は**平成２１年３月１３日（金）～３月１６日（月）**となっており、この期間に申請された方については**３月２７日（金）**に振込予定です。ただし、**ゆうちょ銀行を振込先に指定された場合４月下旬の振込みとなりますのでご了承ください。**

　初回以降は、随時受付を行います。受付から給付までには２～３週間程度の日数を要します。給付予定日は、交付決定通知書に記載しますのでご確認ください。また、ゆうちょ銀行を振込先に指定された場合１ヶ月程度の日数を要しますのでご了承ください。最終受付締切日は**平成２１年９月１４日（月）**です。

【臨時窓口受付日】

　**３月１４日（土）、１５日（日）は午前８時３０分から午後５時３０分まで臨時的に本庁、各支所窓口で申請を受付ますのでご利用ください。**

【町からの問合せについて】

申請書に不明な点があった場合、問合せを行うことがあります。

**ただしＡＴＭ（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、給付のための手数料などの振込を求めることは、絶対にありません。**

もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに町の窓口または警察にご連絡ください。【※必ず誰かに相談し、ひとりで判断しないでください。】

【口座登録の推進について】

　　現在、八頭町では住民の皆様に口座登録を推進しています。

今回、申請していただいた金融機関口座を、今後も八頭町からの振込先としてご利用を希望される方は、別添「口座振込依頼書」に記入・押印のうえ、申請書と一緒に提出してください。既に登録されている方は提出の必要はありません。

なお、ゆうちょ銀行につきましては現在のところ口座登録ができませんのでご了承ください。

**～　申　請　例　～**

**代理人窓口申請の場合**

※世帯主からの委任が無いと代理申請は出来ません。

（ご用意いただく物）

・申請書

・代理人の身分証

・世帯主の通帳

・世帯主の印鑑

↓

窓口へ提出してください。この時、身分証と通帳のコピーを窓口で取らせていただきます。

**本人郵送申請の場合**

（ご用意いただく物）

・申請書

・身分証のコピー

・通帳のコピー

↓

同封の返信用封筒で返送してください。

**本人窓口申請の場合**

（ご用意いただく物）

・申請書

・身分証

・通帳

　・印鑑

↓

窓口へ提出してください。この時、身分証と通帳のコピーを窓口で取らせていただきます。

※「身分証」については、表面の【申請方法について】

　　をご覧下さい。

※ご不明な点は、役場総務課（７６－０２０１）へお問合せください。